

令和八年度産あへの収納価格を定める件

○厚生労働省告示第二百五十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、令和八年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十四万二千五百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年九月二十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿